

(例規 6 3)

1」
陸幕運支第 8 4 号
2 9 . 3 . 3 1

改正 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長

自衛隊の航空救難に関する協定について（通達）

標記について、別冊のように協定したので、関係自衛隊と緊密に連絡調整して航空救難及び救難に伴う支援を実施されたい。

なお、陸幕運支第 8 3 号（2 5 . 3 . 2 6）「自衛隊の航空救難に関する協定について（通達）」（例規 6 3）は、廃止する。

添付書類：別冊「自衛隊の航空救難に関する協定」

航空救難に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 56 号）第 11 条の規定に基づき、自衛隊の航空救難に関し、次のとおり協定する。

平成 29 年 3 月 31 日

統合幕僚長 海将 河野 克俊

陸上幕僚長 陸将 岡部 俊哉

海上幕僚長 海将 村川 豊

航空幕僚長 空将 杉山 良行

自衛隊の航空救難に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊が航空救難を実施する場合、関連のある細部の事項について定める。

(中央救難調整態勢)

第2条 航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号。以下「訓令」という。）第9条第2項の規定に基づき設置される統合幕僚監部の航空救難情報中枢（R I C）及び航空自衛隊の中央救難調整所（R C C）の設置場所は航空自衛隊横田基地とする。

2 航空救難情報中枢（R I C）及び中央救難調整所（R C C）は、訓令第9条第1項に規定する業務の一部を行うものとする。

3 前項の業務を実施するにおいて、航空救難情報中枢（R I C）と中央救難調整所（R C C）は、相互に密接に連絡するほか、必要に応じて相互に業務を支援するものとする。

(航空救難業務のため使用する地図)

第3条 航空救難業務のため使用する地図は次のとおり。

(1) 自衛隊航空図

(2) 1／5万地形図（自衛隊式・UTM方眼入り）

(3) 1／25万地勢図（自衛隊式・方眼入り）

(4) 海図（海上保安庁水路部発行）

(要救難事故の呼称)

第4条 要救難事故の呼称は、その事故の航空救難を担当する区域指揮官（区域指揮官の権限の委任を受けた者を含む。）が定め、関係のある自衛隊の部隊等の長に通報するものとする。

(場外離着陸場の使用)

第5条 航空救難に任ずる陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等は防衛大臣が承認した場外離着陸場及び別表に示す場外離着陸場をヘリコプターの離着陸場として使用することができる。

(後方支援)

第6条 航空救難情報中枢（R I C）が使用する事務室等は航空自衛隊が提供するものとし、通信施設の保守（統合幕僚監部で準備した通信機器の特殊部品等の補給を除く。）及び航空救難情報中枢（R I C）で勤務する人員の宿泊給養は航空自衛隊が担当するものとする。

第7条 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等の長は、航空救難に任ずる自衛隊の部隊等に対して所要の宿泊給養及び航空機等の整備補給、警戒等に関して可能な範囲の支援を行うものとする。

第8条 別表に示す場外離着陸場には、緊急用として航空燃料を常時集積しておくものとし、集積燃料の補給及び管理の担当区分並びに集積燃料の種類及び基準量は、同表のとおりとする。

2 前項により集積した燃料は、第5条に規定する部隊等が使用するのを原則とする。

3 別表に示す場外着陸場ごとの集積燃料の種類については、各自衛隊間で最新の状況を共有するものとする。

第9条 前条に規定する集積燃料の管理換等については次の各号による。

(1) 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）による。

(2) 救難機等に対する給油手続については、各自衛隊の定めるところにより実施するものとする。

(経費の負担区分)

第10条 航空救難に要する経費は、各自衛隊がそれぞれ負担するものとし、その他特に必要があるときはその都度別に協議するものとする。

(その他)

第11条 第5条に規定する場外離着陸場及び第8条に規定する航空燃料は、緊急を要する輸送任務及び災害派遣等のため行動する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等が使用することができる。

2 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等が訓練を実施する場合は、必要に応じて別表に示す場外離着陸場を使用できるものとし、所要燃料については別途に集積の上使用するものとする。

第12条 この協定の変更又は廃止を行う場合は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年3月31日から効力を生ずる。

2 自衛隊の航空救難に関する協定（平成25年3月25日）は、平成29年3月30日限りで廃止する。

別表（第5条、第8条関係）

ヘリコプターの場合外離着陸場及び燃料集積場一覧表

救難 区域	場外離着陸場 (集積場)	燃料補給 及び 管理担当	燃料の 集積 基準量 (1)	場外離着陸場 (集積場)	燃料補給 及び 管理担当	燃料の 集積 基準量 (1)
第1	別海駐屯地	陸 自	8,000	網走分屯基地	空 自	4,000
	留萌駐屯地	陸 自	4,000	根室分屯基地	空 自	4,000
	釧路駐屯地	陸 自	4,000	襟裳分屯基地	空 自	4,000
	静内駐屯地	陸 自	2,000	奥尻島分屯基地	空 自	4,000
	青森駐屯地	陸 自	2,000	八雲分屯基地	空 自	8,000
	秋田駐屯地	陸 自	2,000	車力分屯基地	空 自	2,000
	岩手駐屯地	陸 自	2,000	加茂分屯基地	空 自	4,000
	稚内分屯基地	空 自	4,000	山田分屯基地	空 自	2,000
第2	郡山駐屯地	陸 自	2,000	輪島分屯基地	空 自	4,000
	松本駐屯地	陸 自	4,000	経ヶ岬分屯基地	空 自	4,000
	高田駐屯地	陸 自	4,000	大滝根山分屯基地	空 自	2,000
	富山駐屯地	陸 自	4,000	串本分屯基地	空 自	4,000
	佐渡分屯基地	空 自	4,000			
第3	松山駐屯地	陸 自	2,000	国分駐屯地	陸 自	4,000
	高知駐屯地	陸 自	2,000	見島分屯基地	空 自	6,000
	三軒屋駐屯地	陸 自	2,000	高畑山分屯基地	空 自	2,000
	海田市駐屯地	陸 自	2,000	福江島分屯基地	空 自	6,000
	善通寺駐屯地	陸 自	1,000	下甕島分屯基地	空 自	4,000
	別府駐屯地	陸 自	2,000	海栗島分屯基地	空 自	4,000
第4	奄美空港	陸 自	4,000	宮古島分屯基地	空 自	8,000
	南大東空港	陸 自	4,000			

※ 燃料の種類は、J P - 4、J e t A - 1 及び J e t A - 1 + のいずれかとする。